

○瀬戸内市公の施設の指定管理者の指定の手続等に関する条例施行規則

平成16年11月1日

規則第53号

改正 平成23年4月1日規則第17—1号

(趣旨)

第1条 この規則は、瀬戸内市公の施設の指定管理者の指定の手続等に関する条例(平成16年瀬戸内市条例第67号。以下「条例」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(指定管理者の公募公告)

第2条 市長は、指定管理者に公の施設の管理を行わせようとするときは、あらかじめ次の事項を公告し、指定を受けようとするものを公募するものとする。

- (1) 指定管理を行わせる施設の名称及び所在地
- (2) 指定管理者が行う業務
- (3) 指定管理者を指定して管理を行わせる期間
- (4) 指定管理者の要件
- (5) 条例第2条の規定による申請の方法
- (6) 募集の期限
- (7) 前各号に掲げるもののほか、市長が特に必要と認める事項

2 条例第4条に規定する場合又は市長が特に必要があると認める場合は、前項に規定する公募によることなく、候補者を選定することができる。

(指定管理者の指定の申請)

第3条 条例第2条の規則で定める申請書は、指定管理者指定申請書(別記様式)とする。

(指定管理者の指定等の公告)

第4条 市長は、指定管理者の指定をしたとき、及びその指定を取り消したときは、遅延なく、その旨を公告しなければならない。

(委員会)

第5条 瀬戸内市公の施設の指定管理者選定委員会(以下「委員会」という。)は、委員長、副委員長及び委員をもって組織する。

2 委員会の委員の定数は、10人以内とし、市長が必要な期間を定めてこれを委嘱し、又は任命する。

3 委員長及び副委員長は、委員の互選とする。

(委員会の委員長及び副委員長)

第6条 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

- 2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(委員会の所掌事務)

第7条 委員会は、次に掲げる事項を処理する。

- (1) 条例第3条に規定する指定管理者の候補者の選定に関すること。
- (2) 条例第7条に規定する指定管理者の指定の取消し等に関すること。

(委員会の会議)

第8条 委員会の会議は、必要に応じて委員長が招集し、委員長が議長となる。

- 2 会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。
- 3 会議の議事は、出席者の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 4 委員会は、その職務を遂行するため必要があると認めるときは、関係者若しくは有識者(以下「関係者等」という。)の出席を求めてその意見若しくは説明を聴取し、又は関係者等から必要な資料の提出を求めることができる。

(委員会の庶務)

第9条 委員会の庶務は、指定管理者に管理を行わせようとする公の施設を所掌する課において処理する。

(その他)

第10条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成16年11月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の日の前日までに、合併前の長船町公の施設に係る指定管理者の指定手続き等に関する条例施行規則(平成16年長船町規則第18号)の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、この規則の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則(平成23年4月1日規則第17—1号)

この規則は、公布の日から施行する。

別記様式(第3条関係)

指定管理者指定申請書

年 月 日

瀬戸内市長 様

申請者 所在地
名 称
代表者氏名



下記の公の施設に関し、指定管理者の指定を受けたいので、申請します。

記

施設の名称：

(添付書類) 申請に関しては、次の書類を添付してください。

- (1) 指定を受けようとする公の施設の管理に関する事業計画書
- (2) 定款、寄附行為、規約又はこれらに類する書類
- (3) 法人にあっては、当該法人の登記簿謄本
- (4) この申請書を提出する日の属する事業年度の収支予算書及び事業計画書並びに前事業年度の収支計算書及び事業報告書
- (5) 指定を受けようとする公の施設の管理に関する業務の収支予算書
- (6) その他市長が必要と認める書類